

(別紙3)

厚生労働科学研究補助金（障害者政策総合研究事業）
総合研究報告書

地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における
役割の明確化のための研究

研究代表者 曾根 直樹 日本社会事業大学社会事業研究所・客員教授

研究要旨

本研究は、地域生活支援拠点等コーディネーターの研修プログラム試案を作成し、人材育成に向けた基礎資料等を取りまとめることが目的である。

1年目は、本調査では、地域生活支援拠点等の「緊急時」「平時」の支援実態と、入所施設・精神科病院との地域移行支援の連携状況を把握した。インタビューでは、緊急時は「一人で家にいられない状態」を中心に多様な事例が確認され、平時には要支援者把握、体制整備、人材育成が重要とされた。島しょ部では即時対応が難しく、地域資源を活用した独自の体制づくりが進んでいた。一方、拠点コーディネーター未整備自治体では人材不足や制度理解の課題があり、行政主導の体制強化が必要とされた。アンケートでは拠点整備は進むものの、自治体の地域移行支援への関与やコーディネーター配置は限定的で、制度と実践の乖離が明らかとなった。精神科病院に関する検討では、地域移行支援プログラムの構築可能性が示される一方、病院側にもコーディネーター配置が必要であることが確認され、今後の実態調査設計に反映すべき課題として整理された。

2年目は、1年目の調査結果を踏まえ、令和5年度厚生労働科学研究（曾根班）による拠点コーディネーターガイドブックの成果を基に、地域生活支援拠点等で多機関連携を担うコーディネーターに必要な知識・技能を評価・分析し、研修プログラム試案を作成した。

拠点コーディネーター未配置自治体では人材不足や制度理解の不足が顕著で、行政主導の体制整備が不可欠と判明したため、拠点機能強化加算の取得に必要な要件整備、複数相談支援事業所の一体的運営、人材確保に向けた加算活用、行政の役割など、拠点コーディネーター配置を可能にする具体策を研修内容に追加した。

研究分担者

須江泰子・学校法人日本社会事業大学大学院福祉
マネジメント研究科・准教授

北川 進・学校法人日本社会事業大学大学院福祉
マネジメント研究科・講師

大村美保・国立大学法人筑波大学人間系・助教

齋川信幸・学校法人日本社会事業大学社会福祉学
部福祉計画学科・教授

【令和6年度の研究内容】

A. 研究目的

地域生活支援拠点等においては「緊急時」と「平時」についての定義や支援の実態について明確でないとの指摘もある。本研究では、地域生活支援拠点等に求められている機能である、「平時」からの支援ニーズの把握、「緊急時」の対応、地域移行に向けて入所施設や病院等との連携や支援内容、その標準的な支援内容の確立を目的とした。また、厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務

等の明確化のための研究（令和5年度）」において作成が進められているガイドブックを踏まえ、地域生活支援拠点等のコーディネーターに求められる知識や技能についての評価・分析を行った上で拠点コーディネーター研修プログラム試案を作成し、人材育成に向けた基礎資料等を取りまとめることを目的とした。

令和6年度は、地域生活支援拠点等における、「緊急時」の定義や実際の緊急時対応事例、また「平時」の支援内容のニーズの調査・分析及び、地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容についての調査・分析を行い、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる知識や技能を習得するための研修プログラム試案を開発するための基礎資料をとりまとめることを目的とした。

B. 研究方法

1. 研究班会議の設置

実務家、障害福祉関係団体、自治体職員による研究協力者の参画を得て、研究班会議を設置し、研究内容に関する助言と意見交換を行った。

(1) 研究協力者

- (実務家)
- 伊藤佳世子（千葉市中央区基幹相談支援センター）
加藤恵（半田市障害者相談支援センター）
丹羽彩文（社会福祉法人昴）
野口直樹（社会福祉法人高水福祉会・総合安心センターはるかぜ）
塩満創（鹿児島市障害者地域生活支援拠点ゆうかり）
高橋正佳（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）
(障害福祉関係団体)
水流源彦（特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク）
今村 登（特定非営利活動法人DP]日本会議（特定非営利活動法人自立生活センターSTEP えどがわ）
岩上洋一（一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク）
(自治体職員)
石井和孝（千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課）
富田隆志（半田市福祉部地域福祉課）
小泉 充（千葉県健康福祉部障害福祉事業課地域生活支援班）

(2) 第1回研究班会議

- 1) 日程：令和6年7月5日
- 2) 方法・場所：オンライン会議
- 3) 内容

①研究計画の説明

②意見交換

ヒヤリング調査項目、アンケート調査項目について意見交換した。

(3) 第2回研究班会議

- 1) 日程：令和7年3月26日
- 2) 方法：オンライン・対面
- 3) 場所：仙都会館7階A会議室
- 4) 内容

①インタビュー調査結果の中間報告

②アンケート調査結果の中間報告

③意見交換

インタビュー調査結果の分析内容、アンケート調査の結果の分析内容について意見交換した。

2. 分担研究の課題

本研究は、次のように分担して行った。

I. 地域生活支援拠点等における「緊急時」の定義や実際の緊急時対応事例の収集及び「平時」の支援内容のニーズ調査に関する研究(1)(2)(3)

拠点コーディネーターを配置している9区市町(A~I)及び拠点コーディネーター未整備の2市(J・K)に対して調査を実施(研究分担：曾根・北川・須江)

II. 入所施設等からの地域移行状況及び地域生活支援拠点との関連に関する研究(研究分担：大村)

III. 精神科病院における地域移行支援の実態把握に関する研究(研究分担：贅川)

I. 地域生活支援拠点等における「緊急時」の定義や実際の緊急時対応事例の収集及び「平時」の支援内容のニーズ調査に関する研究(1)(2)(3) 研究分担者：曾根直樹・北川 進・須江泰子

a. 研究方法

(1) 調査対象の選定及び調査方法

令和5年度厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」でインタビュー調査を行った拠点等コーディネーター等及び、拠点設置済み1,048自治体に対するアンケート調査において把握した、緊急時の相談や短期入所等の受入・対応が機能していると回答があった市町村のうち9区市町に対して次の調査事項(1)~(8)を、調査対象の自治体の紹介による拠点コーディネーター未整備の2市に対して(9)を対面またはオンライン会議ツールを使用しインタビュー調査

を実施した。

(2) 調査項目

- 1) 地域生活支援拠点のコーディネーターに求められる役割と業務内容
- 2) 基幹相談支援センターとの機能・役割分担
- 3) 「緊急時」の定義
- 4) 実際の緊急時対応事例
- 5) 「平時」の定義
- 6) 「平時」の支援内容とニーズ
- 7) 地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容
- 8) 今後の課題
- 9) 拠点コーディネーター配置に向け課題となる事項

(3) インタビュー対象者

インタビュー対象として選定した自治体の職員及び拠点コーディネーターまたは、基幹相談支援センター職員とした。

(調査担当：曾根)

A区（関東）人口 22 万人 区職員・基幹相談支援センター職員

B市（甲信越）人口 15 万人 市職員、拠点コーディネーター

C市（中部）人口 12 万人 市職員・基幹相談支援センター職員・拠点コーディネーター

D市（甲信越）人口 4 万人 市職員・拠点コーディネーター

E市（関東）人口 98 万人 市職員・基幹相談支援センター兼拠点コーディネーター

(調査担当：北川)

F圏域（関東）人口 23 万人 町職員・基幹相談支援センター職員・拠点コーディネーター

G市（東北）人口 5 万人 市職員・拠点コーディネーター

H市（東北）人口 109 万人 市職員・拠点コーディネーター

(調査担当：須江)

I町（西日本）人口 4 千人 町職員・拠点コー

ディネーター

(調査担当：曾根)

J市（中部）人口 9 万人 市職員・基幹相談支援センター職員

K市（中部）人口 6 万人 市職員・基幹相談支援センター職員

(4) 調査期間

令和 6 年 11 月 13 日～令和 7 年 3 月 7 日に実施した。

(5) 倫理面への配慮

日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の倫理審査を受け承認された（課題番号：24-0401③ 承認日：2024 年 9 月 30 日）

b. 研究結果

拠点コーディネーター整備済みの自治体職員、地域生活支援拠点等コーディネーターまたは基幹相談支援センター職員に対するインタビュー調査を逐語記録化した上で項目を整理し要約したところ、次の結果を得た。

1. 拠点コーディネーターが配置されている基幹相談支援センターの設置形態

今回調査対象とした自治体の拠点コーディネーターは、全て基幹相談支援センターと一体で配置されていた。その設置形態は、次の通り分類された。

(1) 同一法人に委託されている場合

自治体が基幹相談支援センターを委託している法人に、拠点コーディネーターを併せて委託している形態である。設置までの経緯から、基幹相談支援センターと拠点コーディネーターを兼務している場合と、それぞれ独立して配置している場合があった。

(2) 基幹相談支援センターの法人が加算により拠点コーディネーターを配置している場合

自治体から基幹相談支援センターの委託を受けている法人が、拠点機能強化加算を算定し拠点コーディネーターを専任で配置している形態であ

る。

地域の障害者相談支援事業所の経験の浅い相談支援専門員が、基幹相談支援センターに併設されている障害者相談支援事業所に数ヶ月間実習し、基幹相談支援センターの相談員や経験のある相談支援専門員から直接指導を受けスキルアップを図り、実習終了後は、実習中に受け持った計画相談の利用者とともに自事業所に帰り、計画相談の担当を続けることで、相談支援専門員の質の向上に努めて連携を強めるとともに、相談支援専門員の層を厚くしようとしていた。

(3) 複数法人が一体となり基幹と拠点を運営している場合

複数法人が協定を結び、経験のある職員を出し合い、同じ事務所で基幹相談支援センターと拠点コーディネーターを配置していた。

法人の責任者による運営会議を設置して、基幹相談支援センター、拠点コーディネーターの運営を協議しながら複数法人が一体となり運営する形態を続けている場合と、その後、基幹相談支援センターの職員を中心として新たな法人を開設し、所属法人から新たな法人に移籍して、現在では一つの法人として運営している場合があった。

2. 地域生活支援拠点等のコーディネーターに求められる役割と業務内容

(1) 基本的な役割

地域生活の継続支援と、入所施設・病院等からの地域移行支援の両輪を担う。緊急時対応と平時の予防的支援の両面で活動する中核的存在。

(2) 緊急時対応

24時間対応の相談体制の整備と、緊急ショートステイの受け皿確保。医療的ケアや強度行動障害のある人への支援体制の構築。緊急時の相談支援専門員のフォローや、関係機関との連携調整。

(3) 平時の支援と予防的取り組み

潜在的な要支援者の把握とリスト化、訪問による状況確認。サービス未利用者への体験利用の促進や、支援への導入。緊急事態を未然に防ぐための

地域診断や情報共有。

(4) 地域移行支援

宿泊体験や一人暮らし体験の機会提供と、地域資源のマッチング。入所施設や精神科病院との連携による退所・退院支援。地域移行希望者へのアセスメントと支援計画の調整。

(5) 人材育成と事業所支援

相談支援専門員やサービス管理責任者への研修・勉強会の企画実施。事業所間のネットワーク構築と、支援の質の向上を図る取り組み。緊急対応事例の分析とフィードバックによる学びの共有。

(6) 地域との連携と仕組みづくり

自立支援協議会や地域の会議体と連携し、地域全体の支援体制を構築。行政・基幹・事業所との協働による持続可能な支援の仕組みづくり。

3. 基幹相談支援センターとの機能・役割分担

(1) 基本的な役割分担

基幹相談支援センターは、相談支援専門員のバックアップや地域課題の可視化、行政との連携を担う。拠点コーディネーターは、地域生活の継続支援や地域移行支援、事業所の資質向上、人材育成を主に担当。両者は相談内容に応じて柔軟に役割を分担し、共働体制を構築している。

(2) 緊急時対応と平時の支援

緊急時には、基幹とコーディネーターが連携し、ショートステイの調整や相談員のフォローを実施。平時には、潜在的な要支援者の把握や体験利用の促進、支援体制の整備をコーディネーターが主導。緊急事態（災害時）の個別支援計画の策定・促進も両者で協働して行う。

(3) 人材育成と事業所支援

基幹は相談支援専門員の育成を、拠点はサービス提供事業所の支援力向上を担う。サビ管向け研修や虐待防止研修などを通じて、地域全体の支援力の底上げを図る。

(4) 協議会・会議体との連携

自立支援協議会や地域づくり部会等と連携し、

地域課題の共有と解決に取り組む。協議会の運営会議で、基幹・拠点・委託法人が情報共有と方針確認を行っている。

(5) 制度的・構造的な課題

基幹と拠点の業務が重複しやすく、役割の明確化と仕組み化が今後の課題。拠点コーディネーターの専従配置が難しく、基幹職員との兼務体制が現実的な対応となっている状態が残っている。

4. 「緊急時」の定義

(1) 緊急時の基本的な定義

行政として明確な定義は設けていないが、「一人で家で過ごせない状態」が緊急と判断される基準。日常生活が維持できない、または生命・安全に関わる状況が該当。

(2) 緊急時の具体的なケース

- ・同居家族の急病・死亡・入院により、障害者が一人で生活できなくなる。
- ・虐待・DV・災害などにより、その場にいることが危険な状態。
- ・衣食住のいずれかが欠け、生命に危険が及ぶ可能性がある。
- ・医療的ケア児が必要とする医療デバイスの電源喪失や、支援者不在による服薬・食事・夜間の支援が困難な状態。
- ・本人や家族が支援を求められず、孤立している状況。

(3) 緊急性の判断軸

「情報量の少なさ」と「対応までの猶予の短さ」の2軸で緊急性を判断。生活スタイルの変更が急を要し、支援情報が不足している場合は特に緊急度が高い。

(4) 対応体制と準備

地域定着支援の対象者をリスト化し、アセスメント情報を台帳で管理。緊急ショートステイの空床確保や、24時間相談体制の整備。緊急事態

(災害時)の個別支援計画の策定と、相談支援専門員による事前準備の促進。

このように、「緊急時」は単なる突発的な出来

事だけでなく、支援の欠如や生活基盤の崩壊が予見される状態も含まれる。

5. 実際の緊急時対応事例

事例①：親の急病による緊急対応

知的障害のある男性が母親と二人暮らし。生活介護の送迎時に母親が倒れ緊急搬送され、本人が一人で生活できない状況に。ショートステイ先が見つからず、重度訪問介護を緊急で導入し、在宅支援を実施。

事例②：虐待による緊急保護

精神障害のある女性が父親からの暴言・虐待を受けていた。医療保護入院や支援制度の利用が難しい状況だったが、女性自立支援施設を経て障害者グループホームへ移行。特例訓練等給付費が支給され、事後に支給決定が行われた。

事例③：強制退去による住居喪失

全盲の方が職業相談窓口に来所し、「今日中に家を出て行け」と言われたと相談。基幹がホテルまで同行し、緊急避難を支援。その後の住居確保に向けた支援も継続。

事例④：グループホームからの退所後の行き場喪失

グループホームを退所したが、次の受け入れ先が未定で、基幹の休憩室で一時的に保護。体験利用の調整や新たな施設とのマッチングを進めた。

事例⑤：親の死亡・高齢化による支援困難

高齢の両親と暮らす知的障害者が、父親の過労による体調不良で支援困難に。通所事業所への送迎を基幹が担い、日中活動を継続できるよう支援。

事例⑥：精神障害者の家出と保護

18歳の女性が父親からの叱責で家出。行き場がなく、拠点で一時保護後、自立援助ホームへつなげた。

事例⑦：金銭搾取による避難支援

知的・身体障害のある方が、右翼を名乗る者から金銭を搾取されていた。警察からの要請で一時避難を支援し、次の受け入れ先を調整。

事例⑧：災害時の支援困難ケース

発語のないダウン症の方と高齢の母親が同居。母親が骨折し入院、本人の生活が困難に。施設での一時受け入れを調整し、最終的に入所施設へ移行。地域の事業所と施設間で支援情報を共有し、地域全体で支える体制を構築。

事例⑨：精神障害者の外来通院者のリスク

外来通院のみで支援につながっていない精神障害者が多数存在。8050 問題のリスクが高く、病院のケースワーカーと連携し、リストアップと支援の検討を進めている。

6. 「平時」の定義

(1) 平時の基本的な考え方

「平時」とは、緊急事態が発生していない通常の状態を指し、支援の準備や予防的な取り組みを行う重要な期間。緊急時に備え、支援体制や関係性を整えることが主な目的。

(2) 潜在的な要支援者への対応

行政やサービスと未接続の人をリスト化し、訪問やモニタリングを通じて状況を把握。情報量が少なく、支援につながっていない人ほどリスクが高いため、優先的に対応。

(3) 既存支援者との連携と育成

すでに支援を受けている人については、主役は既存の支援者。支援者のスキル向上や、事業所間の連携強化が平時の支援ニーズ。コーディネーターは、支援者が「困った」と言える関係性を築くことが重要。

(4) 支援体制の整備と情報共有

緊急事態災害支援計画の策定・更新を促進し、実効性のある備えを構築。メーリングリストや広報を活用し、地域全体での支援体制を「ワンチーム」で整える。

(5) 地域づくりと予防的支援

地域の事業所と連携し、体験利用の促進や支援の入り口づくりを行う。緊急対応事例の分析とフィードバックを通じて、予防的な支援の質を高める。

このように、平時は「つながりをつくる」「支援力を育てる」「備える」ための重要な時間であり、緊急時の支援を支える土台となる。

7. 「平時」の支援内容とニーズ

(1) 潜在的な要支援者の掘り起こし

行政やサービスと未接続の人を対象に、リスト化・訪問・状況把握を実施。民生委員や警察、地域包括支援センターなどからの情報も活用し、支援につなげる。

(2) 支援者・事業所との連携強化

拠点連携担当者（サビ管等）とのネットワーク構築を進め、日常的な情報共有を促進。事業所の「気になる利用者」情報を集約し、コーディネーターが支援の橋渡しを行う。

(3) 人材育成と支援力の底上げ

通所事業所向けに「将来の暮らし」をテーマとした勉強会を実施。利用者のアセスメント力を高め、支援の根拠を言語化できるよう支援。サビ管や現場職員が「困った」と言える関係性づくりが重要。

(4) 緊急時への備えと情報管理

緊急事態災害支援計画の策定・更新を促進し、相談員の意識向上を図る。緊急対応事例を分析し、事業所へフィードバック。予防的支援に活用。クライシスプランやケース会議の情報を拠点と連携させる仕組みづくりが課題。

(5) 地域資源と制度の活用

拠点機能強化加算の活用に向け、ケース数の確保や市町村間のバランス調整が必要。小規模自治体では制度運用が難しく、柔軟な仕組みづくりが求められる。

(6) 自立支援と生活体験

将来の地域移行や家族同居からの生活の場の移行に向けて、グループホームの体験利用や一人暮らし訓練用アパートを活用し、段階的な宿泊体験を通じて自立に向けた支援を実施する。

(7) 継続的な関わりと予防的支援

8050 問題や引きこもりの事例では、日常的な

関わりが緊急時の対応につながった。周囲の支援者が変化の兆しを捉え、タイミングを逃さず働きかけることが求められる。

このように、平時の支援は「つながりをつくる」「支援力を育てる」「備える」ことを通じて、緊急時に備える土台を築く重要な取り組みである。

8. 地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容

(1) 精神科病院との連携体制

地域移行ワーキンググループや委託相談支援事業と連携し、精神科病院を訪問。ニーズ調査や退院希望者への支援を行い、共同生活援助の体験を通じた地域移行を推進している。病院内の相談支援事業所やソーシャルワーカーと定期的に情報交換を行い、ネットワークを構築。医師との連携も強く、サービス担当者会議にも継続的に参加してもらっている。

(2) 入所施設との連携と意識づけ

認定調査やアンケートを通じて入所者の意向を把握し、希望者には直接面談を行い支援につなげている。高齢化や重度化により地域移行が難しいケースもあるが、意思決定支援の導入を契機に、施設側の意識変容を促している。施設長会議の再構築も課題として挙がっている。

(3) 地域移行支援の仕組みと実践

市町村や基幹相談支援センターが病院と連携し、退院支援や居住支援を実施。地域移行検討会や事例検討会を通じて、課題の共有と支援方針の検討を行っている。宿泊体験や一人暮らし体験など、段階的な支援も提供されている。

(4) 潜在的支援対象者へのアプローチ

外来通院のみで支援に結びついていない8050問題層への対応も模索中。病院のケースワーカーと連携し、対象者のリストアップを進めているが、個人情報への壁が課題となっている。

9. 今後の課題

(1) 人材・体制面の課題

コーディネーターの配置は人件費分しか補助されず、移動費や事業費が自己負担となるため、専従配置が困難。ベテラン職員を配置したいが、財政的に難しく、若手への交代や基幹との兼務が必要。コーディネーターが孤立しないよう、チームで支える体制づくりが必要。人材育成が急務。特に、コーディネーター候補の育成と、行政職員の専門性向上が求められる。行政職員の異動が多く、継続的な支援体制の構築が難しい。外部専門人材の登用も検討すべき。

(2) 制度・財源の課題

地域生活支援拠点機能強化加算の算定にはケース数の確保が必要だが、小規模自治体では困難。個別給付への移行は財政的負担が大きく、特に人口の少ない自治体では減収リスクが高い。委託料と加算の併用や、3法人での役割分担など、柔軟な制度運用が求められる。拠点機能強化加算の制度設計が現場の実態に合っておらず、制度の見直しが必要。

(3) 支援の質と連携の課題

重層的支援（高齢・生活困窮・子育て等）との整理が必要で、庁内連携体制の強化が求められる。拠点と基幹の役割分担が不明確なままでは、緊急時対応や予防的支援が機能しない。地域移行支援（特にグループホームからの一人暮らし）への支援が手薄で、今後の重点課題。拠点・基幹・行政・事業所間の情報共有や連携が不十分で、仕組みの再構築が必要。

(4) 精神障害者支援と地域整備

精神障害者の緊急受け入れ体制が未整備で、病院との協定も進んでいない。

(5) 地域資源と住民協働の課題

地域資源の都市部集中が進み、地方での支援体制が脆弱化している。地域住民や店舗等の理解・協力を得るための啓発や連携が必要（例：買い物支援、見守り体制）。地域ぐるみの支援体制を構築し、家族だけに負担が集中しない仕組みづくりが求められる。

(6) 調査・分析・仕組み化の課題

強度行動障害や医療的ケア児への対応に向けた実態調査・支援スキルの可視化が必要。クライシスプランやケース会議の情報を拠点事業と結びつけ、活用できる体制が求められる。拠点の存在や理念が現場に浸透しておらず、理念共有と現場職員の巻き込みが課題。キーパーソンの存在が地域の進展に不可欠であり、行政と民間の信頼関係構築が鍵。

10. 拠点コーディネーター未整備の自治体の課題

(1) 人材不足と地域生活支援拠点等機能強化加算算定の要件

相談支援事業所では人材不足が深刻で、相談員の確保・育成が困難。利用者増や職員の退職により既存職員の負担が増大。拠点コーディネーター配置には、常勤専任の相談員数や研修修了者の配置など厳しい要件がある。

(2) 共働体制構築と自治体の役割

1事業所での要件達成は困難なため、複数の相談支援事業所が協定を結び協働体制を構築する案がある。だが、法人間連携への抵抗もある。

(3) 相談支援専門員の離職

「ひとり相談支援事業所」では相談員が孤立しやすく、離職の要因となっている。

(4) 拠点コーディネーター配置と相談支援事業所の人員体制

拠点コーディネーターには、地域支援体制や障害者支援に関する一定の知識・経験が求められる。仮に加算要件を満たしても、地域移行や緊急対応を担うには経験豊富な人材の確保が不可欠だが、現状では難しいとの声がある。計画相談体制の弱体化によりセルフプランが増える懸念もあり、まずは相談支援専門員の増員とセルフプラン解消が優先課題とされている。

(5) 制度理解の促進

拠点コーディネーター配置に必要な加算要件には、自立生活援助の実施が含まれるが、同事業所が少なく配置が困難との声がある。令和6年度の

報酬改定で人員基準が緩和され、指定取得がしやすくなった。加算算定には全事業での報酬請求が必要と誤解する自治体もあり、制度理解の促進が拠点整備の鍵となる。

(6) 自治体の人事ローテーション

自治体職員は短期間の人事異動により制度理解にとどまり、拠点コーディネーター配置に向けた施策化等が難しいとの声があった。

11. 島しょ部における拠点コーディネーター

人口が少なく、離島が点在している特徴がある島しょ部の調査を行った。西日本にある人口約4,000人の島しょ部における地域生活支援拠点コーディネーター（以下、拠点コーディネーター）の支援に同行及び自治体職員と併せてヒアリング調査を行った。

(1) 島しょ部の特性

行政区域内には複数の島があり、住民は点在。船移動が基本で天候や時間に左右され、支援が届きにくい。医療機関や駐在所がない島もあり、高校がないため中卒後に島を離れる「島卒ち」も多い。地域生活支援拠点のコーディネーターは、障害者や家族支援、地域調整など多岐にわたる業務を担い、年間約170回の訪問を通じて中長期的な支援を行っている。

(2) 地域生活支援拠点のコーディネーターに求められる役割と業務内容

地域生活支援拠点のコーディネーターは、障害者や家族への支援、地域との調整など多岐にわたる業務を担う。発達障害や依存症、ひとり親世帯など支援が必要な世帯に対し、中長期的な支援を実施。行政が対応しきれない部分を補い、子どもをきっかけに支援へつなげることも多く、年間約170回の訪問活動を行っている。

(3) 「緊急時」の定義

島しょ部では夜間や悪天候時に船が出せず、移動が困難な状況はすべて緊急時と捉えられる。ある島では1か月に4日しか船が出なかった例もあり、日頃から地域内で対応できる体制づくりが重

要。ケアマネージャーや看護師、民生委員など地域の協力者と支援対象者をつなげ、医療的緊急時にはヘリ搬送も活用するが、天候に左右されるため島内対応が不可欠である。

(4) 実際の緊急時対応事例

予定されていないショートステイの実施、医療機関・家族への連絡を拠点コーディネーターがした場合など。通報や病状の急変、子育て中の不安な状況なども含まれる。

(5) 「平時」の支援内容とニーズ

包括支援センター主催の会合が島ごとに年3回開催され、保健師や民生委員などと連携し、困難世帯の支援を検討している。拠点コーディネーターは子育て支援アドバイザーとしても活動し、食支援や保育所面談を通じて家族全体を支援。予防的支援として定期的な面談やアセスメントを行い、得た情報は庁内の会議で共有され、支援方針の決定に活用されている。

(6) 地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容

グループホーム利用・地域移行など、関係機関と連携し実施している。家庭訪問、同行支援なども行い、定着支援にも取り組んでいる様子を参与観察した。

(7) 今後の課題

基幹相談支援センターが未設置で、包括的支援体制や人材確保に課題がある。特に島しょ部では、緊急時対応や船賃補助の必要性が大きく、制度設計が都市部中心であるため、報酬加算や指定の対象外となるなど、離島やへき地の実情に合っていない。地域の実態に即した制度の緩和策が求められている。

c. 考察

インタビュー調査結果から、以下を考察した。

1. 拠点コーディネーターが配置されている基幹相談支援センターの設置形態

拠点コーディネーターと基幹相談支援センターは密

接に関連しながら業務を行う体制を整えており、2つの事業が一体となって運営する効果が考えられる。

同一法人の職員で拠点コーディネーターと基幹相談支援センターを行うことが、指揮命令や労働法規上の対応がしやすく運営上の整理がしやすい。一方、一つの法人から拠点コーディネーターと基幹相談支援センターに経験のある職員を複数配置することが困難な場合もあるため、協定を結ぶなど運営上の複雑さはあるものの、複数法人が一体となり2つの事業を運営することによる効果もある。また、地域の連携体制を構築する上で、法人同士の結びつきも強まる可能性が高い。

基幹相談支援センターに地域の相談支援事業所の相談支援専門員が数ヶ月間実習に行くことで質の向上を図る取り組みは、拠点コーディネーターを配置するため、地域の相談支援体制の層を厚くすることに寄与すると考えられる。

2. 地域生活支援拠点のコーディネーターに求められる役割と業務内容

地域生活支援拠点のコーディネーターには、「地域生活の継続支援」と「施設等からの地域移行支援」の2つの役割がある。特に、緊急時対応体制の整備と平時からの予防的支援が重要であり、24時間相談体制や短期入所の輪番制、医療的ケアや行動障害への対応体制の構築が進められている。また、地域資源の把握や体験利用の促進、人材育成、事業所との連携を通じて支援体制を強化。潜在的支援対象者の把握や調査を通じて早期支援につなげる役割も担う。

3. 基幹相談支援センターとの機能・役割分担

地域生活支援拠点のコーディネーターと基幹相談支援センターは、役割分担を明確にしつつ、相談内容に応じて柔軟に対応を分け合っている。基幹は相談支援専門員の支援や地域課題の可視化、行政との連携を担い、拠点は生活支援や地域移行、人材育成を担当。両者は協議会や会議を通じて連携し、緊急時には基幹のネットワークと拠点

の現場力を活かして対応。人材育成では対象を分けて研修を行い、地域全体の支援力向上を図っている。

4. 「緊急時」の定義

「緊急時」の明確な定義はないが、現場では「一人で家で過ごせない状態」を基準に判断される。対象は単身の障害者やSOSを発信できない世帯で、地域定着支援や自立生活援助の対象として台帳管理されている。突発的な事態だけでなく、数日後に予見される困難も含まれる。衣食住の欠如、ライフラインの停止、虐待、災害、孤立なども緊急とされ、特にサービス未利用者の突然の支援要請は深刻。今後は関係機関で定義を整理し、統一的な対応と平時からの備えが求められる。

5. 実際の緊急時対応事例

緊急時対応では、知的障害のある方の支援が多く、家族の急病や死亡、虐待、住居喪失など多様なケースに対応している。行政・基幹・コーディネーターが連携し、ショートステイや重度訪問介護、ホテル避難、グループホームの一時受け入れなど柔軟な支援を実施。特にサービス未利用者には訪問による状況把握や意思表示の支援が重要。事前の台帳整備や支援者育成、地域資源の把握が支援の質を左右し、地域全体の支援力向上にもつながっている。

6. 「平時」の定義

「平時」とは緊急事態が発生していない通常の状態を指し、その期間の支援の目的は、潜在的リスクの早期把握と緊急時への備えである。地域定着支援対象者にはモニタリングを強化し、生活変化を細かく把握。サービス未利用者には体験利用を促し、既存支援者の支援力向上も図る。事業所間の連携や顔の見える関係づくりも重要で、定期的なリスト作成と訪問により情報を蓄積。支援は相談支援専門員が主導し、必要に応じてコーディネーターが支援する体制が基本である。

7. 「平時」の支援内容とニーズ

平時の支援では、行政やサービスとつながって

いない潜在的支援者の掘り起こしが重要であり、訪問やリスト化を通じて早期支援につなげる体制づくりが求められる。計画相談支援員の負担軽減や専門的視点の導入のため、コーディネーターとの連携が効果的であり、拠点連携担当者やサビ管ネットワークの構築も進行中。災害支援計画の実効性向上や人材育成、事例を活用した研修も行われ、地域全体で支援力を高める予防的取り組みが進められている。

8. 地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容

地域移行支援では、精神科病院や入所施設との連携が重要であり、コーディネーターは病院訪問やニーズ調査、退院支援を実施。医師やソーシャルワーカーとのネットワークを活かし、地域移行会議や支援調整を行っている。入所施設ではアンケートや面談を通じて希望者を把握し、一人暮らし体験なども活用。施設側の抵抗には意思決定支援を通じて意識変容を促している。外来通院者や潜在的支援対象者のリスト化も進められ、地域全体で支援体制の構築が進められている。

9. 今後の課題

地域生活支援拠点の体制整備においては、人材確保と財源不足が大きな課題であり、専従配置が求められる一方で運営費が不足し、若手育成も進みにくい。行政と民間の連携体制も不安定で、異動の多い行政職員に代わり、提案力と調整力を持つキーパーソンの存在が重要となる。複合的困難を抱えるケースの増加により、庁内連携や包括的支援体制の構築も必要。PDCAによる継続的な仕組みづくりや、地域資源の偏在への対応も今後の焦点である。

10. 拠点コーディネーター未整備の自治体の課題

(1) 人材不足と地域生活支援拠点等機能強化加算算定に向けた自治体の役割

1 事業所での要件達成は困難なため、複数の相談支援事業所が協定を結び協働体制を構築する案がある。しかし、法人間連携への抵抗もある。行

政が仲介し、地域の相談支援体制整備を主導することが市町村の重要な役割である。

複数法人が協定を結び一体的に運営することで「ひとり相談支援事業所」の相談支援専門員の孤立を防ぎ、報酬増や人員確保につながる。事務所の共用や基幹相談支援センターの併設により、相談体制の強化が可能となる。さらに、地域移行等の事業を行うことで拠点機能強化の要件を満たし、コーディネーター配置を実現することができる。

(2) 拠点コーディネーター配置と相談支援事業所の人員体制

拠点コーディネーターには、地域支援体制や障害者支援に関する一定の知識・経験が求められる。仮に加算要件を満たしても、地域移行や緊急対応を担うには経験豊富な人材の確保が不可欠だが、現状では難しいとの声があった。

拠点コーディネーターは計画作成は行えないが、地域全体の支援体制構築や地域移行の推進に貢献できる。経験ある人材を配置しないことは地域にとって損失となる。複数事業所による協働体制で報酬が増えれば、新たな人材の採用・育成が可能となり、体制強化につながる。

(3) 指定特定相談支援事業所の運営基準と事務所の共用

指定計画相談支援事業では、必要な広さと設備・備品の整備が求められるが、明確な面積や設備基準はなく、市町村との協議で判断される。複数事業所が同一事務所で業務を行う場合、秘密保持のための措置が必要とされる。従業者や管理者は業務上知り得た利用者情報を正当な理由なく漏らしてはならず、事業者はその防止策を講じることを市町村から求められることは考えられる。

(4) 制度理解の促進

拠点コーディネーター配置に必要な加算要件には、自立生活援助の実施が含まれるが、同事業所が少なく配置が困難との声があった。

令和6年度の報酬改定で人員基準が緩和され、

指定取得がしやすくなった。加算算定には全事業での報酬請求が必要と誤解する自治体もあり、制度理解の促進が拠点整備の鍵となる。

(5) 地域の支援体制整備と自治体・民間の協力

自治体職員は短期間の人事異動により制度理解にとどまり、施策化が難しいとの声がある。一方、先進的な自治体では、基幹相談支援センターが設置され、拠点コーディネーターが配置され、自治体職員が民間法人の職員から知恵を借り、意見を出し合い、協力し合いながら地域の支援体制整備に取り組んでいた。

拠点コーディネーターの配置は、地域生活支援の実施にとどまらず、自治体と民間の協働による障害福祉体制構築の契機となるものと考えられる。

d. 結論

今回の調査によって、以下のことが明らかとなった。

1. 基幹相談支援センターとの機能・役割分担と拠点のコーディネーターに求められる役割

拠点コーディネーターと基幹相談支援センターは密接に関連しながら業務を行う体制を整えており、2つの事業が一体となって運営する効果がある。

拠点コーディネーターと基幹相談支援センターは、役割分担を明確にしつつ、対応を分け合っている。基幹は相談支援専門員の支援や地域課題の可視化、行政との連携を担い、拠点は生活支援や地域移行、人材育成を担当している。両者は協議会や会議を通じて連携し、緊急時には基幹のネットワークと拠点の現場力を活かして対応している。人材育成では相談支援と障害福祉サービス事業支援員と対象を分けて研修を行い、地域全体の支援力向上を図っている。

地域生活支援拠点のコーディネーターには、「地域生活の継続支援」と「施設等からの地域移行支援」の2つの役割がある。緊急時対応体制の整備と平時からの予防的支援が重要であり、24

時間相談体制や緊急短期入所の確保、医療的ケアや行動障害への対応体制の構築が進められている。また、地域資源の把握や体験利用の促進、人材育成、事業所との連携を通じて支援体制を強化し、潜在的支援対象者の把握や調査を通じて早期支援につなげる役割も担う。

地域移行支援では、精神科病院や入所施設との連携が重要であり、コーディネーターは協議会の精神科病院ワーキングや委託相談支援員と連携し、病院訪問やニーズ調査、退院支援を行っている。入所施設では、認定調査やアンケートを通じて移行希望を把握し、希望者には直接面談して支援につなげている。一人暮らし体験や宿泊体験も活用され、生活力の確認や不安軽減を図っている。

2. 「緊急時」の定義と支援内容

「緊急時」の定義は明確に定められていないものの、障害特性や介護者の不在により、日常生活が維持できなくなった状態であり、衣食住の欠如やライフラインの停止、虐待・災害・孤立なども含まれる。

特に、サービス未利用者が突然支援を必要とするケースは、情報不足と即時対応の必要性が重なり、対応に深刻な困難が伴うため、拠点コーディネーター、行政、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員が共通認識を持ち、平時から支援体制を強化することが求められる。

3. 「平時」の定義と支援内容

「平時」とは、緊急事態が発生していない通常の状態を指し、潜在的なリスクを早期に把握し、緊急時に備える体制を整えることことである。事業所間の連携強化や顔の見える関係づくり、潜在的支援者について、定期的なリスト作成と訪問を通じて情報を蓄積し、アセスメントを深めることで、緊急時の迅速な対応につなげる。

平時の支援は、コーディネーターが前面に出るのではなく、計画作成している相談支援専門員が

緊急時を見据えた対応を準備し、必要に応じてコーディネーターが支援する。情報共有や体制づくりを通じて、地域全体で支援力を高めることが平時の拠点コーディネーターの役割である。

平時の支援では、行政やサービスとつながっていない潜在的支援者の掘り起こしや、将来の生活の場に対する不安を抱える利用者に、グループホームや一人暮らしの体験の機会を提供する等の対応が重要である。

コーディネーターと拠点連携担当者やサビ管とのネットワークの構築を進めることも必要である。緊急事態（災害時）支援計画の実効性を高めるための取り組みや、緊急対応事例の分析・フィードバック、事業所職員の人材育成も含まれる。

また、行政・基幹・コーディネーターが連携し、定期的なケース会議や情報共有を通じて、地域全体で支援体制を強化するなど、緊急時を未然に防ぐための予防的取り組みが平時の支援であり、支援者の質の向上、地域資源の活用、開発が求められる。

4. 拠点コーディネーター未整備の自治体の課題

相談支援事業所では深刻な人材不足が続いており、相談員の確保・育成が困難な状況にある。拠点コーディネーターの配置には、法人間の連携や共同体制の構築により、複数相談支援事業所による一体的な管理運営によって、機能強化型（継続）サービス利用支援費ⅠまたはⅡの算定を可能とし、拠点機能強化事業所としての要件を満たすことを進める必要がある。

拠点コーディネーターには経験豊富な人材の配置が求められるが、相談支援専門員の不足から、セルフプランの解消と相談支援専門員の増員を優先し、拠点コーディネーターの配置はその後の課題とされがちである。複数相談支援事業所による一体的な管理運営を進めることにより、事業所の報酬が増え、相談支援専門員増員のための経費が確保され、拠点機能強化加算を得るための要件が揃い、拠点コーディネーター配置のための条件が

整備されるという見通しを自治体職員がもち、取り組みを進めることが、対応案として考えられる。

5. 島しょ部における拠点コーディネーターの支援

島しょ部では即時的支援が困難であるため、身近な地域資源で対応できるような支援が日頃から丁寧に行われていた。子どもの出生時から、食支援も活用し、全ての島民が支援対象となって顔の見える関係になっていった。行政と地域をよく知る民間法人とが協働し、島内の身近な人とつながって、緊急になっても持ちこたえられるような仕組みの構築を目指していた。島間移動に係る旅費の捻出や、地域に精通した長期的支援に関わる人材の育成などの課題もある。小規模人口の島しょ部の取組みは、人口減少時の日本における福祉サービスの在り方を示唆していると考えられた。

II. 入所施設等からの地域移行状況及び地域生活支援拠点との関連に関する研究

研究分担者：大村美保

a. 研究方法

1) 自治体調査

人口1万人以上の全国市区町村（令和6年4月1日現在）1,209ヶ所の障害保健福祉担当部局担当者に対し、webによる横断調査を実施した。調査期間は令和7年2月28日～3月24日であった。

2) 拠点コーディネーター調査

全国の障害者支援施設2,534ヶ所及び療養介護事業所261ヶ所の全数合計2,795ヶ所に対し、webによる横断調査を実施した。調査期間は令和7年2月28日～3月24日であった。

（倫理面への配慮）

筑波大学人間系研究倫理委員会による研究倫理審査を受け承認された（2024年11月15日研究倫理課題番号東24-78号）。

b. 研究結果

1) 自治体調査

回収数354件、回収率29.3%であった。

《基礎情報》

令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値は、平均7.8人、中央値4人、最大105人、最小0人で、2自治体は目標を設定していなかった。一方、施設入所者数の目標値は平均130.4人、中央値73人、最大1,807人、最小0人で、12自治体が目標を設定していなかった。令和4年度末時点の施設入所者数は平均137.7人、中央値79人、最大1,920人、最小0人であった。入所施設の所在地については、「調べれば算出可能」が49.7%と最多で、「把握している」は42.9%、「把握していない」は7.1%だった。「把握している」自治体における、他都道府県の施設に入所している人数は平均10.1人、中央値1人、最大282人で、入所者全体に占める割合では「0.1%以上10%未満」が最多の45.6%、次いで「0%」が36.3%、「10%以上20%未満」が7.5%、50%以上は5.0%だった。

《地域生活支援拠点等の体制》

地域生活支援拠点等の整備状況は、「整備済み」が全体の77.7%（275ヶ所）、「未整備」が2.3%（79ヶ所）だった。整備年では、2021年度が最も多く57ヶ所（16.1%）、次いで2020年度56ヶ所（15.8%）、2023年度30ヶ所（8.5%）の順だった。自治体の地域生活支援拠点が施設入所者の地域生活移行に関与する程度は、「ほとんど関わっていない」が39.5%（140ヶ所）、「あまり関わっていない」が23.4%（83ヶ所）で、両者を合わせた「関わっていない群」は62.9%を占めた。地域生活支援拠点コーディネーターの配置状況では、「配置していない」が57.9%（205ヶ所）、「配置している」が33.1%（117ヶ所）であり、支援体制の整備には課題が残る状況がうかがえる。

《自由記述》

令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値

は平均 7.8 人、施設入所者数の目標値は平均 130.4 人で、目標未設定の自治体もあった。令和 4 年度末の施設入所者数は平均 137.7 人で、入所施設の所在地把握状況は「調べれば算出可能」が最多。入所者のうち他都道府県施設利用者は平均 10.1 人で、割合は「0.1%以上 10%未満」が最多だった。地域生活支援拠点は 77.7%が整備済みで、整備年は 2021 年度が最多。支援拠点の地域移行への関与は 62.9%が「関わっていない群」で、コーディネーターの配置も 57.9%が未配置だった。自由記述分析では、コーディネーターに対し、医療機関等との連携や地域移行後の定着支援、緊急対応体制の整備など多様な期待が寄せられた。課題としては、地域資源の整備、人材確保、制度の複雑さによる事務負担、人材不足などが挙げられた。

2) 入所施設

回収数 830 件で、回収率は 29.7%であった。施設種別では障害者支援施設 781 件（回収率 30.8%）、療養介護事業所 49 件（回収率 18.8%）であった。

《定員・現員》

定員数（単位：人）は平均 56.3、中央値 50、最小 5、最大 462 であった。現員数（単位：人）は平均 52.4、中央値 48、最小 0、最大 396 であった。

《退所者》

令和 8 年度末までの地域生活移行者数の目標値は平均 7.8 人、施設入所者数は平均 130.4 人で、目標未設定の自治体もあった。令和 4 年度末の施設入所者数は平均 137.7 人で、他都道府県施設の利用者は平均 10.1 人、割合は「0.1%以上 10%未満」が最多だった。地域生活支援拠点は 77.7%が整備済みで、整備年は 2021 年度が最多。支援拠点の地域移行への関与は 62.9%が「関わっていない群」、コーディネーター未配置は 57.9%だった。自由記述分析では、コーディネーターに対し、医療機関等との連携、定着支援、緊急対応体

制の整備など多様な期待が寄せられた。課題として、地域資源整備、人材確保、制度の複雑さによる事務負担が挙げられた。令和 5 年度の退所者数は平均 3.5 人で、3 人以下の施設が 69.3%を占めた。死亡退所者数は平均 1.5 人で、2 人以下の施設が 77.6%、6 人以上は 5.8%だった。

《有期限入所者》

現員数のうち有期限入所者数（単位：人）は平均 0.9、中央値 0、最小 0、最大 99 であった。有期限入所者数別の施設数は「0 人」が最も多く 780 ヶ所（94.0%）、次いで「1 人」「2 人」がそれぞれ 8 ヶ所（1.0%）であった。有期限入所者数が「0 人」の施設は全体の 94.0%を占めた。一方、有期限入所者が 6 人以上と比較的多い施設は 25 ヶ所で全体の 3.0%に相当した。

《地域移行》

令和 8 年度末の地域生活移行者数の目標は平均 7.8 人、施設入所者数は平均 130.4 人。令和 4 年度末の入所者は平均 137.7 人で、他都道府県施設利用者は平均 10.1 人。地域生活支援拠点は 77.7%が整備済みだが、62.9%が地域移行に関与しておらず、コーディネーター未配置は 57.9%。自由記述では、連携・定着支援・緊急対応など多様な期待が寄せられ、制度の複雑さや人材不足も課題とされた。令和 5 年度の退所者は平均 3.5 人、死亡退所者は平均 1.5 人で、いずれも少人数の施設が多数を占めた。現員のうち 3 年以内に地域移行可能な人数は平均 2.0 人で、「0 人」の施設が 56.0%。意向確認担当者は 59.2%が未選任で、令和 6 年度に市町村から意向確認があった利用者は平均 0.6 人、「0 人」の施設が 92.7%と多く、地域移行の実質的な進展には課題が残る。

《地域生活支援拠点等に対する認識と関与》

令和 8 年度末の地域生活移行者数の目標は平均 7.8 人、施設入所者数は平均 130.4 人。令和 4 年度末の入所者は平均 137.7 人で、他都道府県施設利用者は平均 10.1 人。地域生活支援拠点は 77.7%が整備済みだが、62.9%が地域移行に関与し

ておらず、コーディネーター未配置は57.9%。自由記述では、連携・定着支援・緊急対応など多様な期待が寄せられ、制度の複雑さや人材不足も課題とされた。令和5年度の退所者は平均3.5人、死亡退所者は平均1.5人で、少人数の施設が多数。3年以内に地域移行可能な人数は平均2.0人で、「0人」の施設が56.0%。意向確認担当者は59.2%が未選任で、市町村からの意向確認も92.7%の施設で「0人」。支援拠点の役割認知は79.2%、コーディネーターの認知は68.8%だが、実際に関与している施設は2.4%にとどまる。意向確認担当者との連携を重視する施設は49.3%で、重視しない施設と拮抗していた。

《令和5年度1年間での退所者に関する分析》

令和8年度末の地域生活移行者数の目標は平均7.8人、施設入所者数は平均130.4人。令和4年度末の入所者は平均137.7人で、地域生活支援拠点は77.7%が整備済みだが、62.9%が地域移行に関与しておらず、コーディネーター未配置は57.9%。退所者は平均3.5人、死亡退所者は平均1.5人。3年以内に地域移行可能な人数は平均2.0人で、「0人」の施設が56%。意向確認担当者は59.2%が未選任。支援拠点の役割認知は79.2%、コーディネーターの認知は68.8%だが、実際に関与は2.4%。令和5年度の退所者934人の分析では、平均年齢56.2歳、障害支援区分6が最多。移行先は入院が最多で、在宅系移行は32.9%。移行先が同一法人でない割合は77.1%。体験実施は32.7%にとどまり、同一法人移行では体験実施率が高かった。連携先数は移行先により異なるが、有意差は見られなかった。

《自由記述》

入所利用者の地域移行に関わって自治体に対する期待、及び地域生活支援コーディネーターへの期待についての自由記述を得た。

入所利用者の地域移行に関わる自治体に対する入所施設からの期待は、分析の結果、以下の6点の主要な観点到に分類された。

1. 社会資源の整備・拡充
2. 柔軟な制度運用と支給決定
3. 情報提供と連携・調整支援
4. 地域理解の促進と住民啓発
5. 人材確保
6. 地域移行後のフォローアップ体制

入所利用者の地域移行に関わる地域生活支援拠点コーディネーターに対する入所施設からの期待は、分析の結果、以下の7点の主要な観点到に分類された。

1. 情報提供・共有
2. 連携・調整の促進
3. 地域資源の整備・活用
4. 地域移行後の支援
5. 利用者・家族への支援
6. 制度や役割の周知・理解促進
7. 地域との関係構築

c. 考察

本研究は、地域生活支援拠点到に求められる機能の一つである地域移行について、入所施設との連携や支援内容、その標準的な支援内容を整理するため、自治体及び入所施設に対する調査により、地域移行の実態と地域生活支援拠点到との連携状況の実態を把握することを目的として、全国規模での横断調査を実施したものである。自治体調査および施設調査の両者から得られた結果から、地域移行支援体制の整備・運用に関して以下3点の考察を行う。

1. 自治体による地域移行への関与

地域生活支援拠点到は約8割の自治体で整備済みだが、地域移行への関与は4割未満、コーディネーター配置率も33.1%にとどまる。施設の9割以上で自治体からの意向確認が「0人」となっており、自治体の実質的関与は限定的。一方、施設側は自治体に対し、情報提供や連携調整の中核的役割を期待している。先進自治体では、入所者の状況把握や意向確認をもとに地域移行を推進してお

り、他自治体の参考となる。施設側からは、社会資源の整備、体験や短期入所の柔軟運用、制度改善、啓発活動、人材確保、移行後の支援体制構築など多岐にわたる支援の必要性が指摘され、地域移行は一時的な措置ではなく、生活の質を高める包括的支援として捉えられている。

2. 入所施設からの地域移行

地域生活支援拠点とは約8割の自治体で整備済みだが、地域移行への関与は4割未満、コーディネーター配置率も33.1%にとどまる。施設の9割以上で自治体からの意向確認が「0人」となっており、実質的関与は限定的。3年以内に地域移行が見込まれる利用者も平均2.0人と少なく、56.0%の施設で「0人」とされ、制度面だけでなく価値観や組織文化の変革が求められる。退所者の約7割は他施設・医療機関へ移行し、在宅系は約33%。体験実施は在宅系で高く、支援の準備が重要とされる。意向確認担当者は約6割が未選任で、令和8年度の義務化に向けた体制整備が課題。一部では拠点やコーディネーターが実際に移行支援に関与しており、好事例として他自治体の参考となる。施設側からは、社会資源整備、制度運用の柔軟化、人材確保、啓発活動、移行後の支援体制構築など、包括的支援への要望が多く寄せられている。

3. 地域生活支援拠点及び地域生活支援拠点コーディネーターに求められる役割

自由記述の分析から、地域生活支援拠点コーディネーターには多岐にわたる役割が期待されていることが明らかとなった。自治体からは、関係機関との連携や定着支援、緊急対応、地域資源の整備などが挙げられ、入所施設からも情報共有、連携促進、制度理解の支援、地域との関係構築など、現場での機能的期待が高いことが示された。

地域生活支援拠点コーディネーターには、連携調整、定着支援、緊急対応、資源開発など多様な役割が期待されている。これらの期待は拠点やコーディネーターに限らず、基幹相談支援センター

や協議会、障害福祉計画を通じて制度的に共有・実装されるべきである。しかし、自治体の役割理解と機能活用が限定的で、期待と実践の間に乖離が見られる。

地域生活支援拠点コーディネーターには、連携調整や定着支援に加え、利用者や家族への説明・心理的支援も期待されている。これは意向確認担当者の代替ではなく、補完的な支援役割として捉えられている。一方で、人的資源の不足や制度の複雑さ、関係機関との連携の弱さなど、役割を実効的に果たす上での構造的課題も明らかとなり、基幹相談支援センターとの役割分担の明確化が求められている。

本調査は、障害者の地域移行支援における制度設計と現場実装の乖離を明らかにし、中間支援機能の強化が不可欠であることを示している。今後は、地域生活支援拠点およびコーディネーターの役割明確化と人材育成に加え、自治体と施設の連携強化、支援体制の整備、実践知の蓄積と共有が重要な課題となる。

d. 結論

本研究は、障害者の地域生活移行支援において中核的な役割を担う地域生活支援拠点およびその地域生活支援拠点コーディネーターの機能に着目し、自治体および入所施設を対象とした全国規模の調査を通じて、現状と課題を明らかにすることを目的とした。

本調査により、自治体では地域生活支援拠点の整備が進む一方、地域移行支援への実質的関与やコーディネーターの配置は依然として限定的であることが明らかとなった。入所施設でも、3年以内の地域移行が見込まれる利用者は少なく、意向確認担当者の未選任率が高いなど、支援体制の整備が不十分である。自治体や施設からは、コーディネーターに対し、情報提供、関係機関との調整、地域資源の開発、移行後の支援継続、制度の周知など多様な期待が寄せられているが、制度の

煩雑さや人的資源の不足がその実現を妨げている。これらの期待は自治体全体の制度的枠組みの中で共有・実装されるべきであり、制度設計と現場実装の乖離を埋める中間支援機能の強化が不可欠である。今後は、自治体と施設の連携深化、支援体制の明確化、人材育成、実践知の共有を通じた持続可能な地域移行支援体制の構築が求められる。

Ⅲ. 精神科病院における地域移行支援の実態把握に関する研究

研究分担者：贅川信幸

a. 研究目的

本分担研究では、地域移行に向けた役割としての連携や支援の内容を、全国の地域移行に関わる精神科病院における支援や連携の実態から、量的・質的に明らかにすることを目的とした。

当初、上記の目的に基づき、2024年度は精神科病院を対象とした実態把握調査を行う予定であった。しかし、調査内容の検討の途上で、より焦点化した調査を行うためには、地域生活支援拠点等体制と拠点コーディネータを位置付けたロジックモデル（プログラム理論）を作成する必要があるとの議論となった。そこで、2024年度は、精神科病院からの地域移行に関する一連の取り組みを、地域生活支援拠点等の体制整備と拠点コーディネータに焦点を当てた“プログラム”として可視化する、暫定のプログラム理論を構築することを目的とした。

b. 研究方法

1. 対象

(1) 精神科病院

全国47都道府県の精神科情報センターより、全国の精神科病床を有する病院（n=1480）（以下、精神科病院）を対象とした。

各病院で地域移行支援の担当部局へ依頼文を送

付し、対象病院で、組織としての地域移行の取り組みを把握する専門職の選定を求め、調査票の回答者とした。

(2) 有識者との意見交換

精神障害者の「効果のあがる地域移行・地域定着支援プログラム」の開発、改善を中心的に取りまとめ、自治体の自立支援協議会の地域移行部会にも参画する実践家を対象とした。

2. 調査等の実施方法

(1) 精神科病院調査

郵送法による記名自記式調査を、横断デザインにより計画した。記名は病院名であり、記名とする理由は、回答に基づき詳細な聴き取りを行う可能性があるためである。

(2) 有識者との意見交換

半構造化面接により行った。

(3) プログラム理論の構築

Rossiら（2004）のプログラム理論の枠組みを援用して作成した。

プログラム理論とは、社会的介入プログラムがどのように機能し、どのような成果をもたらすかを理論的に説明する枠組みであり、プログラム評価において重要な役割を果たす。Rossiらは、プログラム評価を「社会的介入の効果を科学的に検討し、社会状況の改善に資する知見を提供するもの」と定義し、ニーズ評価から効率性評価までの5階層で構成されるとした。その中でもプログラム理論は「理論評価」に位置づけられ、成果の妥当性や改善点を明確にするために不可欠である。Rossiらの理論は「インパクト理論」と「プロセス理論」から成り、前者は成果がどのように生じるかの仮説、後者はサービス提供の流れや組織体制を示す。地域生活支援拠点やコーディネーターの役割はこのプロセス理論の「組織計画」に関係し、普遍的な支援要素の明確化が求められる。

3. 調査内容

(1) 精神科病院調査

調査票は、地域生活支援拠点、基幹相談支援事

業、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム等と連携した精神科病院における地域移行支援の実態、工夫や困難点を問う内容で構成する。

ただし、この項目はプログラム理論が描かれたのちに、その要素の実施状況を問うものとなるため、以下で具体的に挙げるのは、暫定の調査項目である。

①入院患者と地域移行に関する実態

令和7年6月30日時点における入院患者数、1年・5年以上の入院患者数、地域移行の実績、拠点コーディネータとつながっている人の数（アウトカム指標）。

②地域移行支援の内容

「効果のあがる退院促進支援プログラム」の効果的援助要素および「地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック」に記載される取り組みで、精神科病院に関する事項のうち、外部組織との連携を必要とする項目のチェックボックスを用い、実施／未実施の2段階回答としたる（プロセス指標）。

③地域移行支援における連携の状況

地域移行支援において連携をとっている機関の情報を問う。

④地域移行支援における工夫と困難

自由記述により、長期入院者の地域移行支援における工夫と困難を、とくに地域生活支援拠点コーディネータ、および他機関との連携に焦点を当てて問う。

4. 分析

(1) 精神科病院調査

量的データは、記述統計および推測統計（プロセスとアウトカムの関連）により統計的に処理する。質的データには内容分析を用いる。固有名詞や個人等が特定される記述は、結果に影響しない範囲で抽象化する等により匿名化をはかる。

(2) プログラム理論の構築

有識者との半構造化面接で聴取した内容はメモとして記録し、その内容を踏まえ、プログラム理

論を質的帰納的に検討する。その際、既存「効果のあがる地域移行・地域定着支援プログラム」を参照し、精神科病院と地域支援事業所、行政が関与する組織、そこにおけるコーディネート機能に焦点を当てて作成する。

c. 研究結果

1. 精神科病院調査

2024年度は、プログラム理論の検討に留まったため、調査は実施に至らなかった。

2. プログラム理論

(1) インパクト理論

精神科病院からの地域移行において、地域生活支援拠点等の整備により目指すゴールは、ニーズを踏まえると、効果のあがる地域移行・地域定着支援プログラムのインパクト理論と同じものが描かれると考えられた。すなわち、プログラムにより、入院患者の地域生活への動機付け、医療機関・病棟スタッフの退院への意識向上、地域支援体制のネットワーク構築の3つが近位アウトカムに位置づき、それによる早期の退院実現が中位アウトカム、地域生活の維持・安定、および質の高い自立的な地域生活の実現を遠位アウトカムとした。

(2) プロセス理論

①サービス利用計画

精神科病院からの地域移行支援において、効果的なサービス利用計画は、入院初期から退院後の定着支援までを一貫して構成する必要がある。広報・啓発、退院意向の把握、動機付け、治療・退院計画、地域資源の活用、退院後の継続支援、自立支援プログラムまでが流れの中心となる。また、従来の長期入院者だけでなく、新規入院者が長期化しないよう、地域支援事業者と連携した早期介入の重要性も指摘された。

i) 入院前の状況の把握と共有を行うこと。

ii) 早期の退院を困難とさせる課題が確認された者に対しては、住居の課題、経済面の課題、家族

関係や退院後の身近なケア提供者に関する課題、身体合併症や高齢に伴う課題などを多面的に検討し、対応すること。

iii) 再発のリスクが高いと考えられる場合には、本人の希望を中心としたリカバリー志向（recovery oriented）の観点で、症状管理とリカバリー（IMR：Illness management and Recovery）や包括型地域生活支援プログラム（ACT：Assertive Community Treatment）、家族心理教育（FPE：Family psychoeducation）など、効果が実証されているプログラムを地域の支援システムの中に位置付けること。

これらは、2024年度の研究期間でその必要性が洗い出された段階であり、2025年度の研究において、その可視化に取り組む必要がある。

効果的な地域移行・定着支援プログラムには、病院・地域事業所・行政が連携し、それぞれの強みを活かした協働体制が不可欠である。精神科病院と地域支援事業所の双方にコーディネーターを配置し、入院中から地域定着までの各段階で役割を柔軟に担う体制が求められる。従来は地域側のみ配置されていたが、精神科病院内にもコーディネーターを置き、その役割を明確化・共有する必要がある。また、両者が連携し活動を統合する「場」の整備も重要であり、拠点コーディネーターが病院内のコーディネーターと積極的に協働するアプローチが求められる。

2024年度の検討では、精神科病院からの地域移行支援において、既存の地域生活支援拠点事業にとらわれず、効果的な支援プログラムの理論を参照しながら、old long-stay と new long-stay の両者に対応する支援の在り方を検討した。old long-stay には既存枠組みが概ね適用可能だが、病院内コーディネーターの役割明確化が課題である。一方、new long-stay 防止には既存プログラムの限界があり、IMR や ACT などの活用も視野に入れる必要がある。こうした検討を通じて、調査票設計に向けた重要な視点が得られた。

e. 結論

地域移行支援に関するプログラム理論の検討により、効果的な支援プログラムの構築が可能であることが示された。一方で、地域生活支援拠点事業は地域側に偏っており、精神科病院にもコーディネーターを配置し役割を明確化する必要がある。また、new long-stay 防止のための新規入院者支援も重要であり、調査票設計にはこれらの視点を反映する必要がある。

C. 総合考察

分担研究Ⅰ～Ⅲを総合して、以下を考察した。

1. 「緊急時」の定義と拠点コーディネーターの役割

今回の研究を通して、緊急時を「一人で家で過ごせない状態」と定義した。拠点コーディネーターの役割の一つである緊急時の対応は、「一人で家で過ごせない状態」の障害者に対して行うことを念頭に、平時から緊急時に対応する準備を相談支援専門員や障害福祉サービス事業者と連携して行うことや、障害福祉サービス未利用の潜在的な障害者で「一人で家で過ごせない状態」の人を自治体職員とともに掘り起こし、緊急時に対応できる準備をすることであるといえる。

2. 拠点コーディネーター配置に向けた方策

拠点コーディネーター未配置の自治体では、相談支援専門員が不足しており、自治体がセルフプランの減少を目標に計画相談の量を増やすことを優先するために、相談支援専門員への負荷が増していた。そのため、相談支援専門員が離職し、残った相談支援専門員の負荷がさらに増大するという、負のスパイラルに陥っていた。機能強化型（継続）サービス利用支援費ⅠまたはⅡの報酬を算定することもできないため、拠点機能強化事業所としての要件を満たすことができていなかった。

この状況を改善するためには、行政が主導して複数事業所による一体的な管理運営を進め、その

体制の中で機能強化型（継続）サービス利用支援費ⅠまたはⅡの報酬を算定し、事業所の収入を増やすことで、相談支援専門員増員のための経済的な条件を整えることが必要である。また、同じ事務所で複数事業所による一体的な管理運営を行うことができれば、「ひとり相談支援事業所」など、相談支援専門員の孤立を解消することにもつながり、基幹相談支援センターの併設が可能となれば、相談支援専門員に対する指導助言も直接行うことができ、質の向上にもつながる可能性がある。

機能強化型（継続）サービス利用支援費ⅠまたはⅡの算定は、拠点機能強化事業所の要件を満たすことにもつながるため、拠点コーディネーター配置に向けた条件を整える方策にもなる。

3. 島しょ部等の過疎地域における対応

島しょ部のみならず、人口減少により過疎となった地域においては、障害福祉に特化した仕組みをつくることは困難であり不効率でもある。障害者、高齢者、こどもなど、分野横断的な仕組みを構築することが求められる。重層的支援体制整備などの仕組みを活用した対応を模索する必要がある。

4. 地域移行を促進する中間支援の必要性

自治体では、地域生活支援拠点の整備が進む一方、地域移行支援への実質的関与やコーディネーターの配置は依然として限定的である。自治体や施設からは、コーディネーターに対し、情報提供、関係機関との調整、地域資源の開発、移行後の支援継続、制度の周知など多様な期待が寄せられている。しかし、これらの期待は自治体全体の制度的枠組みの中で共有・実装されるべきである。制度設計と現場実装の乖離を埋める中間支援機能の強化が不可欠である。自治体と施設の連携深化、支援体制の明確化、人材育成、実践知の共有を通じた持続可能な地域移行支援体制の構築が求められる。

精神科病院における地域移行支援の実態把握に

関する研究は、年度内のアンケート調査は未実施であったが、地域移行支援に関するプログラム理論の検討により、効果的な支援プログラムの構築が可能であることが示された。一方で、地域生活支援拠点等事業は地域側に偏っており、精神科病院にもコーディネーターを配置し役割を明確化する必要がある。また、new long-stay 防止のための新規入院者支援も重要であり、調査票設計にはこれらの視点を反映する必要があることが明らかとなった。

D. 結論

本研究の目的は、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる知識や技能を習得するための研修プログラム試案を開発することである。令和6年度の調査で得られた結果と考察に基づき、令和7年度の本研究において、懸案となっている精神科病院からの地域移行に関するアンケート調査を行うとともに、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる知識や技能を習得するための研修プログラム試案の開発につなげた。

【令和7年度の研究内容】

A. 研究目的

令和4年度障害者総合支援法等の見直しにおいて、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置づけるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等が設けられた。また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、拠点コーディネーターの人件費が個別給付の加算創設により対応された。

地域生活支援拠点等においては「緊急時」と「平時」についての定義や支援の実態について明確でないとの指摘もある。本研究では、地域生活支援拠点等に求められている機能である、「平時」からの支援ニーズの把握、「緊急時」の対応、地域移行に向けて入所施設や病院等との連携や支援内容、その標準的な支援内容の確立を目的とする。また、厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究（令和5年度）」において作成が進められているガイドブックを踏まえ、地域生活支援拠点等のコーディネーターに求められる知識や技能についての評価・分析を行った上で拠点コーディネーター研修プログラム試案を作成し、人材育成に向けた基礎資料等を取りまとめることを目的とする。

B. 研究方法

1. 研究班会議の設置

実務家、障害福祉関係団体、自治体職員による研究協力者の参画を得て、研究班会議を設置し、研究内容に関する助言と意見交換を行った。また、全員が参加できる会議日程の確保が難しい場合は2回に分けた分散開催とした。

(1) 研究協力者

(実務家)

伊藤佳世子（千葉市中央区障害者基幹相談支援センター）

今村登（特定非営利活動法人 DPI 日本会議）

岩上洋一（一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク）

加藤恵（半田市障害者相談支援センター）

小島一郎（特定非営利活動法人日本相談支援専門

員協会）

塩満創（鹿児島市障害者地域生活支援拠点ゆうかり）

高橋正佳（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）

玉虫信貴（埼玉北地区地域生活支援拠点「オリーブ」）

水流源彦（全国地域生活支援ネットワーク）

田島雅子（とこなめ障がい者相談支援センター）

丹羽彩文（社会福祉法人昴）

野口直樹（社会福祉法人高水福祉会・総合安心センターはるかぜ）

橋詰正（上小圏域障害者総合支援センター）
（自治体職員）

山元裕紀（常滑市福祉部福祉課障がいチーム）

瀧本遼（半田市福祉部地域福祉課）

長岡孝之（杉戸町福祉課 障がい福祉担当）

(2) 第1回研究班会議

1) 日程：令和7年7月22日・29日

2) 方法・場所：オンライン会議

3) 内容

①研究概要説明

②調査概要の説明

③研修プログラム内容案

④研修対象者の考え方

⑤今後の日程

研修プログラム案、研修対象者について意見交換した。

(3) 第2回研究班会議

1) 日程：令和7年10月27日

2) 方法：オンライン

3) 内容：

①座学研修の内容案説明

②対面研修の内容案説明

③意見交換

座学研修では、拠点コーディネーター加算について詳細に説明を加えること、対面研修においては、インタラクティブ・ティーチングの手法を活用し、座学とグループワークの内容が結合して理解され、実践に結びつくような内容にすることが話された。

(3) 第3回研究班会議

1) 日程：令和8年2月7日・18日

2) 方法：オンライン・対面

3) 内容：試行的研修の実施内容について総括的意見交換を行った。

(4) 第4回研究班会議

1) 日程：令和8年3月9日・20日

2) 方法：オンライン・対面

3) 内容

①試行的研修のアンケート調査結果報告

- ②デルファイ法調査の結果報告
- ③2年間を通しての総括的意見交換

2. 分担研究の課題

本研究は、次のように分担して行った。

- I. 拠点コーディネーター研修の講義資料及び研修動画作成（研究分担：曾根）
- II. 拠点コーディネーター養成対面研修プログラムの開発（研究分担：須江）
- III. 拠点等コーディネーター養成研修プログラム試案の評価（研究分担：北川）
- IV. 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案のデルファイ法による内容的妥当性の検討（研究分担：大村）
- V. 人材育成研修試案のプログラム評価（研究分担：贅川）

I. 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案及び講義資料、研修動画作成 研究代表者 曾根直樹

A. 研究内容

(1) 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案の作成

令和5年度厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」で開発された

「地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック」の内容を踏まえ、研究会議において多機関を調整する役割を持つコーディネーターに求められる知識や技能についての評価・分析を行った結果、ガイドブックの内容についての妥当性が確認された。その上で、1年目において、拠点コーディネーターが未整備の自治体では人材不足や制度理解の課題があり、行政主導での体制強化が求められていることが明らかとなったため、拠点コーディネーターの養成のみならず、拠点コーディネーター配置の財源確保に必要な拠点機能強化加算を取得するための拠点機能強化事業所としての要件を満たすための方策について追加することとした。

また、相談支援事業所の複数事業所による一体的管理運営を行うための要点や、加算算定による報酬の増加による人材確保の可能性、そのための

行政の役割についても追加し、拠点コーディネーター配置を可能とする具体的な方策について内容に盛り込むこととした。

研究会議の議論の結果、社会実装可能な研修プログラムとするためには、障害福祉事業所職員が研修に参加するための時間的制約を考慮する必要があることが指摘された。そのため、知識研修については、研修動画を作成し、研修参加者に事前視聴してもらうこととした。また、動画視聴だけの知識研修のみでは拠点コーディネーターの配置が進まないと考えられたため、対面集合研修を併せて実施し、先進的な取り組みをしている拠点コーディネーターの話しを聞くことや、参加者同士で共通の課題に沿って意見交換することにより、研修を受講する拠点コーディネーターの現任者や候補者、自治体職員が、研修を受講した後、高いモチベーションで地域生活支援拠点等の運営に取り組めるようになることを目標とした。

(2) 講義資料、研修動画作成

事前視聴の知識研修用動画は、講義パワーポイントを解説する形で収録し編集して作成した。研究協力者に知識研修用動画を視聴してもらったところ、冒頭に拠点コーディネーターと連携して支援を行った経験がある障害福祉事業所職員や障害者の家族、地域住民、自治体職員から、「拠点コーディネーターがいてよかった」という実感を話す動画を挿入することで、研修効果が高まるのではないかという意見が出され、インタビュー動画を加えた。インタビュー対象者は、研究協力者に推薦を依頼し、事前の説明、動画出演について承諾を得て撮影し、動画編集後に本人に内容確認を依頼し承諾を得た。

合理的配慮を念頭に字幕を挿入し、動画で使用しているパワーポイントデータを電子媒体でダウンロード可能とし、情報アクセシビリティに配慮した。

(3) 作成期間

令和7年8月1日～令和8年2月5日

B. 研究結果

拠点コーディネーター養成研修プログラム試案の内容は、(図表1)の通りである。また、巻末に研修用パワーポイント及び字幕データを掲載し

た。研修動画は次のURL及びQRコードから視聴することができる。

(研修動画URL及びQRコード)

https://youtu.be/g2Ih_40F1kU



(図表1) 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案

自治体との協働による地域生活支援拠点等コーディネーターの配置と役割		修得目標
1	地域生活支援拠点等とは	地域生活支援拠点等の概略を知る
2	拠点コーディネーターがいてよかった！(動画)	行政職員や障害福祉サービス事業の職員のインタビューから、拠点コーディネーターの存在の価値を感じる
3	地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と用語	拠点機能強化加算を理解するための基礎的な用語を理解する
4	拠点機能強化事業所の整備と拠点コーディネーターの配置に向けて 1) 拠点コーディネーターを配置するための加算の事業所の要件 2) 拠点コーディネーターの専従 3) 拠点コーディネーターの要件と業務 4) 拠点機能強化加算の算定 5) 加算の算定に関する市町村の関与 6) 連携会議の開催等について 7) 事業所の加算 8) 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順 9) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の活用 10) 都道府県の役割	拠点機能強化加算算定するための要件、拠点コーディネーターの要件と業務を理解する
5	指定特定相談支援事業所における機能強化型(継続)サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ取得に向けた複数事業所による一体的管理運営の促進に向けて 拠点コーディネーターが配置できない理由の第1位 相談支援専門員の孤独を解消するために何が出来るか 複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合 複数事業所による一体的管理運営による機能強化型(継続)サービス利用支援費ⅠまたはⅡを算定した場合の報酬の違い 人材を生み出す	拠点機能強化加算算定事業所の要件を満たすための、複数事業所による一体的管理運営について理解する
6	機能強化型(継続)サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ取得に向けた複数事業所による一体的管理運営を促進するための行政の役割 地域生活支援の連携体制強化は、基幹・拠点・協議会の3点セット	拠点機能強化加算算定事業所の要件を満たすための、複数事業所による一体的管理運営を進めるための自治体の役割を理解する
7	拠点コーディネーターの役割 1. 緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応の例 2. 緊急時に備えた平時の役割 3. 緊急事態の相談・対応を拠点コーディネーターが一手に引き受けていると 4. 緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくり	緊急時及び平時の拠点コーディネーターの役割を理解する
8	サービス未利用者の把握と市町村連携 障害福祉サービス未利用者の生活を行政が把握し拠点コーディネーターと連携サービスの支給決定を受けていない障害者等に対する対応 障害に応じた専門機関との連携	市町村と連携した障害福祉サービス未利用者の把握方法を理解する
9	緊急事態の対応と特別な配慮が必要な人の事前把握 (1) 医療的ケアが必要な人の把握 (2) 強度行動障害の状態にある人の把握 緊急事態への対応の工夫 (1) 緊急事態の共通相談受付票 (2) 緊急事態の利用に係るフローチャートの作成 (3) 個別の「緊急事態・災害時対応プラン」の活用 (4) 空室確保のための工夫 (5) メーリングリストによる拠点関係機関の空き状況の把握	緊急事態において特別な配慮が必要な障害のある人への対応及び緊急事態への対応の工夫を理解する
10	地域移行のための役割 市町村障害福祉計画と地域移行の目標人数 療養介護病棟からの地域移行 地域移行等意向確認担当者との連携 ピアサポーターと相談支援事業所との連携促進	拠点コーディネーターの地域移行に関する役割を理解する
11	地域移行のための自治体の役割 施設入所者に対する地域移行の意向把握 精神科病院に長期入院している人の退院意向の把握 家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援 グループホームからの一人暮らし等意向の把握 家族が介護を担っている在宅障害者等に対する、現在及び将来の暮らし計画の作成 施設入所待機者の把握とグループホーム等利用意向の把握 障害福祉計画の目標達成と地域生活支援拠点等の活用	拠点コーディネーターと連携した地域移行のための自治体の役割を理解する
12	共同事業体(JV)方式による広域連携の工夫 複数法人で拠点を担う場合の指揮命令の整理	複数事業所による一体的管理運営のための工夫を知る
13	専門的人材の確保・養成等 専門的人材の確保・養成等 「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」の実施	拠点コーディネーターの専門的人材の確保・養成について理解する
14	座談会 ○ 事業実施前のプロセス・物語 ○ 自分の地域独自の取り組み ○ 緊急時対応ができる事業所の人材育成 ○ 拠点コーディネーターと共働すると加算が付く仕組みをうまく活用する ○ 地域をチームにする仕掛け ○ 入所施設職員に、地域生活のリスクを許容し安心してもらう	拠点コーディネーターの複数の実践家の話を直接聞くことで、拠点コーディネーター配置に向けての意欲を高める
15	グループワーク ○ 座談会を聞いての感想を分かち合う ○ アクションプランの作成(3ヶ月後の自己評価)	拠点コーディネーターの配置に向けて、研修参加者がグループで話し合い、地域に応じた計画を作成し、実現に結びつけることができる

II. 拠点コーディネーター養成対面研修プログラムの開発

研究分担者 須江泰子

A. 研究方法

令和4年度の法改正で地域生活支援拠点等が法的に位置づけられ、市町村には整備の努力義務が課された。令和6年度報酬改定では拠点コーディネーター配置加算が新設され、制度整備が進む一方、平時支援・緊急対応・地域移行支援などの具体的実践モデルは未整理である。令和5年度の厚生労働省ではガイドブックが作成され、必要な知識・技能が整理されたが、協働を通じた実践知は暗黙知化しやすく、講義中心の研修では習得が難しい。

そこで本研究は、既存知見を人材育成へつなぐため、座談会や演習を中心としたワークショップ型研修プログラムを開発・試行した。本報告はその構造や進行方法、設計意図を示し、今後の展開と改善に資する基礎資料を提示することを目的とする。

B. 研究方法

1. 研究デザイン

本研究は、地域生活支援拠点等におけるコーディネーター養成を目的に研修プログラムを開発し、試行実施を通じて構成上の特徴と運営課題を明らかにする実践開発研究である。

2. 研修プログラムの設計

設計にあたっては、令和5年度厚生労働科学研究で整理された役割・知識・技能を基盤とし、委員会での議論を踏まえて内容を構成した。制度知識だけでは習得が難しい実践知の共有と、参加者自身による知識の再構成を重視し、事前学習と対面研修を組み合わせたブレンディッド型とした。

3. 研修の構成

- (1) 事前学習：90分の動画視聴により、先行実践の紹介とコーディネーターの配置・役割に関する講義を行った。
- (2) 対面研修：180分の集合研修を実施し、実践

者による座談会と演習を中心に、対話・説明・振り返りを通じて学びを实践へつなげる構成とした。

4. 参加者

対象は相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、コーディネーター、自治体職員等とし、委員会を通じた機縁法で募集した。定員は30名とし、詳細属性や効果評価は別研究で整理している。

5. モデル研修実施日

令和8年2月7日。

6. データ収集および検討方法

研究班および委員会メンバーが研修に陪席し、参加者の反応やグループワークの進行、運営課題を観察した。事前学習後の質問や演習での議論も分析し、研修構成や改善点の検討に活用した。終了後には委員会でフィードバックを得て、構造的特徴と運営課題を整理した。

7. 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を得て実施し、参加者には目的と取り扱いを説明し、自由意思による参加であることを明示した（承認番号：25-0902）。

C. 研究結果

1. 研修設計の基本方針

本研修は、コーディネーターに求められる制度知識と役割理解を基盤とし、実践者の経験知を共有することで参加者が自地域の実践へつなげられるよう設計した。ガイドブックによる基礎知識に加え、講義では伝わりにくい判断や工夫を学ぶため、①実践意欲の喚起、②能動的学習の促進、③参加者ニーズとの接続、④教育手法の援用を基本方針とした。特に、仲間の存在を実感できる先行実践の共有、対話・説明を通じた学習、地域状況に応じた課題設定、インタラクティブ・ティーチングやジグソー法の活用を重視した。

2. モデル研修の全体構成

研修負担に配慮しつつ、事前学習と対面研修を

組み合わせたブレンディッド型とした。

(1) 事前学習では、①先行地域の関係者が連携経験を語る動画を視聴し、コーディネーターの価値を具体的に理解すること、②配置と役割に関する講義動画を視聴し、質問や座談会テーマを収集して対面研修に反映した。

(2) 対面研修は、①事前学習の振り返り、②実践者による座談会、③「わがまち・わが地域のこれから」を考える演習（アクションプラン作成）の3部構成とした。

3. 座談会による実践知の共有

(1) 目的は、制度では捉えにくい実践知を可視化し、自地域での応用につながる素材を得ることである。

(2) 構成は、実践経験豊富な3名が登壇し、事前質問をもとにインタビュー形式で進行。参加者のリフレクションと登壇者の再応答を組み込み、双方向的な知識構築を促した。

(3) 共有された実践知として、

ア. 運営面では、多機能型と面的整備型の違い、緊急時に機能する関係性の平時からの構築、基幹との役割分担、加算を予防的支援も含む地域体制整備として捉える視点が示された。

イ. 連携面では、基幹・拠点・協議会の連携サイクル、困難事例を起点とした関係構築、同行支援による信頼形成などが共有された。

ウ. 予防的支援として、状態が不安定な時期は自立生活援助で集中的に関係を築き、安定後は地域定着支援へ移行するなど、支援密度を調整する実践が共有された。また、強度行動障害や医療的ケアについては人数把握にとどまらず、困りごとや支援側の課題、資源不足を捉える質的アセスメントの重要性が示された。さらに、事業所へ出向き将来の暮らしを共に考える出前型支援により、緊急事態の兆候を早期に把握する実践も紹介された。

エ. コーディネーターは単なる調整役ではなく、地域ネットワークを維持し続ける継続的な調整

機能を担う存在と位置づけられた。緊急事例の分析を通じて予防的支援の有効性を検証する

「平時の評価」が重要であり、相談員の安心感も成果指標となる。また、関係性を毎年つなぎ直す「油を差し続ける」役割、当事者が意識せずとも支援が機能する“黒子”としての存在意義が語られた。

4. 演習に向けたグループ編成と自己目標の明確化

参加者は、配置方法、活動活性化、未整備地域での取り組みの3テーマから関心に応じて選択し、Google フォームで回答した内容をもとにグループを編成した。受動的割当ではなく自ら選ぶ方式とし、地域課題と研修内容を結びつける姿勢を促した。また、所属・名前・参加理由・研修終了時の到達目標を記したネームテントを作成し、学習目標を常に意識できるよう工夫した。

5. 演習プログラムの構成と意図

演習は、得た知識や実践知を自地域の課題に引き寄せ、実践行動へ転換することを目的とした。設計では、①自地域への接続、②説明を通じた知識再構成、③実践への移行を重視した。進行は協同学習の考え方を取り入れ、①テーマ別課題整理、②異テーマ間の知識共有、③アクションプランの統合、④個別の「明日からの一歩」の作成という4段階で構成した。対話を促すため、「敬意をもって、忌憚なく、建設的に」をグラウンドルールとして共有した。

D. 考察

本研究は、事前学習・座談会・演習を組み合わせたワークショップ型研修を開発し、その構造と設計意図を整理した。特徴は、制度知識だけでなく、実践者の暗黙知を可視化し、参加者が自地域の課題に引き寄せて再構成できる学習構造を設計した点にある。座談会では、整備形態ごとの運用、基幹との役割分担、予防的支援、ネットワーク維持など、講義では得にくい実践知が共有され、双方向的な対話により参加者の課題意識と結

びつけて理解を深める機会となった。演習では、地域課題の整理、異テーマ間の知識共有、個別アクションプラン作成を通じて、学びを実践へ転換する構造を設けた。一方、参加テーマの偏りによる知識交換の不均衡や、地域状況の差異に応じた研修設計の必要性が課題として示された。今後は効果評価の知見を踏まえ、より実効性の高い養成プログラムへの改善が求められる。

E. 結論

本研究では、拠点コーディネーター養成を目的に、事前学習・座談会・演習を組み合わせたワークショップ型研修を開発し試行した。制度知識に加え、実践者の経験に基づく実践知の共有、参加者同士の対話と知識再構成を通じ、自地域での実践につながる学習構造を構築した点が特徴である。特に、座談会による実践知の可視化と、アクションプラン作成を含む演習は、地域課題を言語化し多機関と協働を形成する力の育成を意図したものである。本報告では研修の構造と設計意図を整理し、他地域での活用可能性を示した。今後は効果評価の知見を踏まえ、より実効性の高い人材育成モデルとして検討を深める必要がある。

Ⅲ. 拠点等コーディネーター養成研修プログラム試案の評価

研究分担者 北川 進

A. 研究目的

本研究は、拠点コーディネーター養成研修プログラム試案に基づくモデル研修を実施し、その効果を測定することを目的とした。制度知識の習得だけでなく、実践知の共有や参加者同士の学び合いを通じて、研修プログラムの有効性を検証する点に特徴がある。

B. 研究方法

1. 調査対象と方法

委員会を通じて自治体職員・事業所職員など26名を募集し、研修後にWEBフォームでアンケートを実施した。任意協力を得た24名から4件

法による回答を収集し、統計処理と自由記述の質的分析を行った。

2. 質問項目

質問は、①座談会による理解促進、②課題に応じたグループ選択による意欲向上、③課題整理とアクションプラン作成による実践意欲向上、④他グループの内容共有による意欲向上、⑤自由記述の5項目で構成した。

3. 調査実施日

令和8年2月7日。

4. 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：25-0902）。

C. 研究結果

全質問で9割以上が肯定的評価を示し、研修の有効性が確認された。

質問1：座談会による理解促進

87.5%が「役立った」と回答。

自由記述では、拠点の役割理解の深化、実践イメージの明確化、他地域との比較による気づきなどが挙げられた。

質問2：グループ選択による意欲向上

91.6%が肯定的回答。

事前学習→講義→座談会の流れが理解を深め、現実的な情報交換が可能になったとの意見が多かった。

質問3：課題整理・アクションプランによる意欲向上

91.7%が肯定的回答。

ラウンド形式で視点が広がり、実践への前向きな姿勢が生まれた一方、時間不足やテーマの幅広さが課題として指摘された。

質問4：他グループの内容共有による意欲向上

95.8%が肯定的回答。

自地域の強み・課題の再確認につながったが、深い議論には時間が不足したとの声もあった。

質問5：自由記述

地域差を踏まえた議論設計、行政・基幹・委託相談の協働研修、地域診断ツールの必要性、緊急予防の実践例の有用性などが挙げられた。

D. 考察

1. 研修の成果

事前学習から対談、グループワーク、共有までの一連の流れが相互に補完し、役割理解と実践意欲の双方が向上した。特に、他地域の実践との比較や仲間との交流は、心理的安心感と前向きな姿勢を生み、学習効果を高めた。

2. 研修運営の評価

段階的な構成が理解促進に寄与し、他地域の担当者との交流が実務イメージの具体化に役立った。グループ分けも概ね適切で、議論の活性化につながった。

3. 課題・改善点

地域差や事前情報不足により議論が深まりにくい場面があり、時間不足も課題となった。また、拠点未実施地域では実践イメージが持ちにくいなど、参加者の状況に応じた支援が必要である。

4. 制度・体制に関する指摘

コーディネーターの専門性に見合う処遇の不足、緊急対応体制の脆弱さ、地域定着支援の報酬体系の課題など、制度基盤の改善が求められていることが明らかとなった。

5. 今後の研修・支援への提案

地域診断ツールを用いたグループ分け、行政・基幹・委託相談の協働研修、事前情報共有の強化、アクションプランのフォローアップ、継続的なネットワーク形成など、研修の質を高める具体的提案が示された。

E. 結論

本研修は、拠点およびコーディネーターの役割理解を深め、実践意欲を高めるうえで有効であった。一方で、地域差や時間的制約、事前情報不足などの課題も明らかとなり、研修設計の改善余地が示された。制度・体制面の課題や協働研修の必要性も指摘されており、今後はこれらの知見を踏

まえ、より実効性の高い人材育成モデルの構築が求められる。

IV. 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案のデルファイ法による内容的妥当性の検討

研究分担者 大村美保

A. 研究目的

我が国の障害福祉政策は、施設から地域への移行と地域生活の継続支援を重視する方向へ転換してきた。地域生活支援拠点等は、地域移行の推進、重度化・高齢化、親亡き後への備えを支える地域体制として整備が進められ、2022年の法改正で市町村の努力義務として位置づけられた。しかし、緊急時対応の定義や平時支援の内容、地域移行に向けた連携のあり方は地域差が大きい。これらの機能を実効的に発揮するためには、ネットワーク運営や総合調整を担う拠点コーディネーターの配置と育成が不可欠である。2024年度報酬改定で配置が評価対象となり、標準的業務や育成方針の整備が急務となった。研究代表者らは研修プログラム試案を作成しており、本研究ではその研修項目の内容的妥当性を、自治体職員・基幹相談支援センター職員・拠点コーディネーター等の多様な専門家の知見をデルファイ法により集約し、必要度の合意形成を通じて検証することを目的とした。

B. 研究方法

本研究はデルファイ法を用いたウェブ調査として実施した。デルファイ法は匿名性と反復性を特徴とし、専門家の意見を段階的に収束させることで教育内容の妥当性検証に適している。調査対象は、実績の高い18自治体を通じて募集し、自治体職員、拠点コーディネーター、拠点実施主体の管理者、基幹相談支援センター職員など、地域生活支援拠点の実情に精通した者を含めた。

調査は2026年3月に2回実施し、第1回は自治体経由でURLを配布、第2回は第1回回答者に個別メールで依頼した。第2回調査では、第1

回の回答分布や自由記述をフィードバックとして提示し、再評価を求めた。評価は7段階尺度で行い、分析は第1・2回の両方に回答した19名を対象に中央値・IQRを算出し、前後比較にウィルコクソン符号付順位検定、脱落バイアス検討にマン・ホイットニーU検定を用いた。自由記述は質的帰納的分析を行った。研究は筑波大学倫理審査の承認を得て実施した。

C. 研究結果

第2回調査では、15項目中14項目で中央値7、1項目で中央値6となり、全体として必要度は高く評価された。IQRは14項目で1以下と小さく、専門家間の合意形成が確認された。一方、「共同事業体（JV）方式による広域連携」はIQR2とばらつきが大きかった。

第1回と第2回の比較では、全項目で中央値が維持または上昇し、必要度評価が高まる傾向が示された。有意差が認められたのは「グループワーク」のみであり、他項目は初回から評価が安定していたと考えられる。また、脱落者と継続回答者の間に有意差はなく、脱落バイアスは確認されなかった。

自由記述では、拠点コーディネーターの役割理解、基幹相談支援センターとの役割整理、多機関連携の重要性、事例共有や参加型研修へのニーズ、自治体間の運用差、制度運用上の課題などが示された。第2回では、フィードバックの有用性や研修内容の実践的価値、継続的学習機会の必要性が指摘された。

D. 考察

本研究では、研修項目の必要度について高い合意が得られ、研修プログラム試案の妥当性が示された。特に、14項目で中央値7・IQR1以下であったことは、専門家間の認識が収束していることを示す。一方、JV方式に関する評価のばらつきは、地域特性による必要度の違いを反映していると考えられる。拠点コーディネーターは広域連携

や他自治体への助言を担う可能性があるため、地域差を踏まえつつ広域的視点を育む研修内容として位置づけることが適切である。

また、自由記述からは、役割の曖昧さや運用のばらつきが研修ニーズの背景にあることが示され、参加型・実践型研修の必要性、自治体間の知見共有の重要性が明らかとなった。拠点機能の実効性を高めるには、コーディネーターのみならず自治体職員を含めた共通理解の形成が不可欠である。以上より、研修プログラムは個人の能力向上に加え、自治体間ネットワーク形成を促進する役割も担うべきである。

E. 結論

デルファイ法により、研修プログラム試案に含まれる15項目の内容的妥当性が検証され、多くの項目で高い必要度と合意が確認された。自由記述からは、実践的・参加型研修の重要性、自治体間の知見共有、関係者間の共通理解の必要性が示された。以上より、本研修プログラム試案は拠点コーディネーターの人材養成に資する内容として概ね妥当であり、今後は地域特性を踏まえた運用と継続的改善が求められる。

V. 人材育成研修試案のプログラム評価

研究分担者 費川信幸

A. 研究目的

本分担研究は、試行的に作成された拠点コーディネーター養成研修プログラム（モデル研修）の効果を、研修参加者の知識および自信度の変化に焦点を当てて検証することを目的とした。

B. 研究方法

1) 調査方法

研修会参加者（n=26）に対し、研修会参加前（事前）と参加後（事後）の2時点で自己回答式調査を行った。事前調査は、参加申込者に回答用のGoogleフォームのURLをメールで送付し、事前課題に取り組む前に回答を求めた。事後調査は、

モデル研修終了時に参加者に配布し、研修終了後1週間以内に回答のうえ郵返送を求めた。

参加者にはIDを割り当て、前後の回答を関連付けた。事前調査では、回答時に割り当てられたIDの入力欄を設けた。事後調査では、予め調査票に対応するIDを記入したものを配布した。

2) 調査項目

(1) 知識

厚生労働省の通知「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」および「地域生活支援拠点等の整備推進及び機能強化について」で示された用語を項目に挙げた。全19項目で構成され、各項目に「聞いたことがない」(1点)、「聞いたことはあるがよく分からない」(2点)、「何となく知っている」(3点)、「よく知っている」(4点)で、択一式で回答を求めた。得点が高いほど、通知で示される用語について理解していることを表す。

(2) 自信度

地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割を項目に挙げた。全5項目で構成され、各項目に「まったく自信がない」(1点)、「あまり自信がない」(2点)、「ある程度自信がある」(3点)、「とても自信がある」(4点)で、択一式で回答を求めた。得点が高いほど、コーディネーターに求められる役割に取り組む自信が高いことを表す。

加えて、今後、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターとして活動していくことに対する全般的な自信度を1項目設定した。同様の4段階で、択一式で回答を求めた。研修会参加後の調査では、選択した理由を自由記述式で回答を求めた。

(3) モデル研修に参加して得たこと

モデル研修に参加して得られたことについて、自由記述式で回答を求めた(参加後のみ)

(4) 基本属性

回答者の基本属性(年齢、現在コーディネーターであるか、コーディネーターである場合の経験

年数、障害福祉領域における職務経験年数)の回答を求めた(参加前のみ)

3) 分析

各回答の記述統計(頻度および平均±標準偏差)を算出した。知識の19項目と自信度の5項目は、各項目の回答に加え、知識および自信度それぞれの合計得点も算出した。合計得点は、それぞれを構成する項目の得点の総和を、構成する項目数で除して算出した。

各項目および合計得点は、前後の変化をWilcoxonの符号付順位検定により分析した。また、変化の効果量(r)を算出した。

なお、モデル研修には、既にコーディネーターとして活動経験のある者も参加した。そこで、以上の分析は、全参加者のデータに加え、コーディネーターではない者、コーディネーターとして活動している者に分けた分析も行った。

C. 研究結果

モデル研修参加者26名のうち、25名から前後の回答を得た(回収率=96.2%)25名のうち、既にコーディネーターとして活動している者は9名、コーディネーターではない者は16名であった

1) 全参加者の回答

(1) 全参加者の知識

Wilcoxonの符号付順位検定の結果、全ての項目および合計得点が有意であり、研修会後の知識得点が高かった、全ての項目および合計得点で、効果量(r)は0.50より大きい値を示した。

2) 全参加者の自信度

Wilcoxonの符号付順位検定の結果、「2. 平時の対応」を除く全ての項目および合計得点が有意であり、研修会後の自信度が高かった。

3) コーディネーターではない参加者の回答

(1) コーディネーターではない参加者の知識

Wilcoxonの符号付順位検定の結果、全ての項目および合計得点が有意であり、研修会後の知識得点が高かった、全ての項目および合計得点で、効果量(r)は0.50より大きい値を示した。

2) コーディネーターではない参加者の自信度

Wilcoxon の符号付順位検定の結果、「4. サービス未利用者の把握」「5. 緊急事態の対応に特別な配慮は必要な人の事前把握」と、合計得点および「拠点コーディネーターとして活動することに対する全般的な自信度」が有意で、研修会後の自信度が高かった。

3) コーディネーター参加者の回答

(1) コーディネーター参加者の知識

Wilcoxon の符号付順位検定の結果、「5. 拠点関係機関」「7. 地域生活障害者等」「8. 緊急事態」「9. 動機づけ支援」「12. 拠点コーディネーターの要件」「17. 事業所の加算」「19. 都道府県の役割」および合計得点が有意であり、研修会後の知識得点が高かった。全ての項目および合計得点が有意であり、研修会後の知識得点が高かった。

(2) コーディネーター参加者の自信度

Wilcoxon の符号付順位検定の結果、「4. サービス未利用者の把握」と合計得点が有意であり、研修会後の得点が高かった。

D. 考察

1) コーディネーターである者に対する研修効果

既にコーディネーターとして活動している参加者は知識・自信度ともに高く、研修前後で大きな変化は限られたが、合計得点は有意に向上し、モデル研修の効果が確認された。特に「地域生活障害者等」「都道府県の役割」は半数以上が十分理解しておらず、研修後に理解が大きく改善した点は、現任者にとっても研修の意義を示す結果となった。自信度では「サービス未利用者の把握」と「緊急事態で特別な配慮が必要な人の事前把握」が低かったが、前者のみ向上し、後者は変化がなかった。限られた時間の養成研修では扱いきれない内容もあり、現任者のニーズに応じた追加研修の必要性が示唆された。

2) コーディネーターではない参加者に対する研修効果

すべての知識項目で有意差が得られたことから、

モデル研修は新任コーディネーターの基礎知識習得に有効であり、厚労省通知で示される用語理解に沿った妥当な設計であると示された。一方、「都道府県の役割」は研修後も理解度が低く、現任・新任を問わず追加的な補強が必要と考えられた。自信度についても「平時の対応」を除き有意に向上し、研修が自信形成に寄与したといえる。「平時の対応」に変化がなかったのは、参加者の元々の自信の高さや、研修側と回答者側で想定する「平時」の場面が一致していなかった可能性がある。また、今回の参加者は意欲的な層に偏った可能性があり、多様な参加者を対象とする際には、平時対応に不安を抱く者のニーズに応じた内容の検討が必要と示唆された。

E. 結論

本研究は、モデル研修参加前と、参加直後の2時点の縦断デザインにより、参加者の知識と自信の観点から効果を検証した。バイアスや調査設計上の課題はあるものの、試行的に作成・実施したモデル研修は、拠点コーディネーターの養成において、一定程度の有効性を示した。

VI. 総合考察

本研究の分担研究Ⅰ・Ⅱで作成した拠点コーディネーター養成研修プログラム試案及び講義資料、研修動画、対面研修プログラムは、分担研究Ⅲ～Ⅴの結果により内容の妥当性が評価された。

分担研究Ⅲでは、事前学習から対談・グループワーク・共有までの流れが理解と実践意欲を高め、他地域との比較や交流が心理的安心感を生んだ。運営面では段階的構成や交流が有効だったことが認められた。

分担研究Ⅳでは、研修項目が専門家間で高い必要度の合意が得られ、研修プログラム試案の妥当性が確認された。拠点事業のJV方式のみ地域差による評価のばらつきがみられたが、広域的視点を育む内容として位置づける意義が示された。自由記述からは役割の曖昧さや運用差が研修ニーズ

の背景にあり、参加型研修や自治体間の知見共有、関係者全体での共通理解形成の重要性が明らかとなった。

分担研究Vでは、コーディネーターとして活動するうえで必要な知識と自信度を問う参加者による自己回答式調査で検証した結果、研修会前後で、知識および自信度の有意な向上、および大きな効果量が認められた。既にコーディネーターとして活動する者、及びコーディネーターではない者に分けた分析からも同様の結果が認められた。コーディネーターとして活動する者に対しても一定の有効性があると考えられると同時に、その経験に基づくニーズに対応した研修が別に必要であることが示唆された。

一方、地域差や事前情報不足、時間不足について研修課題として示され、地域診断ツールの活用、協働研修、情報共有強化、フォローアップ体制などの改善を求める意見もあった。また、研修プログラムにおいて、個人の能力向上に加え、自治体間ネットワーク形成を促進する役割も担うことも求められる。

VII. 結論

研修プログラム試案の内容に、拠点コーディネーター配置の財源確保に必要な拠点機能強化加算を取得するための拠点機能強化事業所としての要件を満たすための方策について追加したことにより、今後の地域生活支援拠点等のコーディネーター配置及び人材の養成にとって、より実践的な研修プログラムを作成することができた。

令和8年度障害者総合福祉推進事業では、「地域生活支援拠点等における機能の評価指標及び拠点コーディネーターの養成に係る調査研究」が指定課題に盛り込まれ、想定される事業の手法・内容では、「R6-7 厚生労働科学研究『地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究』の成果をもとに、検討委員会及びワーキンググル

ープで研修カリキュラムやシラバス、教材等の案を作成して拠点コーディネーターのモデル研修を実施。モデル研修実施後に内容を調整してカリキュラムやシラバス、教材を完成させる」と、本研究事業の成果の活用が示された。

本研究の成果が、令和8年度以降、全国の地域生活支援拠点等コーディネーターの養成研修として活用されることが見込まれる。

【参考文献】

- (1) 曾根直樹・須江泰子・大村美保 (2023) : 令和5年度厚生労働科学研究報告書「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/169735> (最終閲覧日: 2025年5月10日)
- (2) みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 (2021) : 令和4年度障害者総合福祉推進事業報告書「地域生活支援拠点等の運営実態の検証と効果的な機能の評価指標の開発」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963531.pdf> (最終閲覧日: 2025年5月10日)

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし